

利 用 者 の た め に

本書は、農林水産省の統計組織で実施している青果物卸売市場調査の結果を取りまとめたものである。

1 調査の目的

全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量、卸売価額及び転送量を調査し、価格形成の実態を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とする。

2 根拠法規

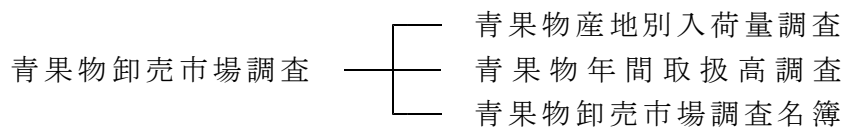
本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計調査として実施した。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査の体系

調査の体系は以下のとおりである。



5 調査の範囲

全国

6 調査客体

(1) 卸売会社

全国のすべての青果物卸売市場で営業する961卸売会社を対象とし、そのうち402卸売会社については品目別に調査した。

また、青果物卸売市場が開設されている全国の都市を、人口及び卸売市場取扱数量に着目して、1類都市、2類都市及びその他の都市に分類し、その各都市に所在する卸売市場で営業する卸売会社について、以下に示す基準により分類し調査客体を選定した。

なお、ある都市の代表的市場の開設区域が複数の都市にまたがっている場合、当該開設区域全体を一つの都市として取扱い分類した。

ア 都市の類別区分

(ア) 1類都市

人口100万人以上の都市及びこれに準ずる都市。

(イ) 2類都市

1類都市を除く、人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市。

ただし、上記以外の県庁所在都市及び中央卸売市場が開設されている都市を含む。

(ウ) その他の都市

1・2類都市を除く青果物卸売市場が開設されている都市。

なお、1類都市と2類都市を併せたものを本書では「主要都市」と表すこととする。

また、各類別に属する都市名は、「別表 都道府県別類別都市一覧表」を参照されたい。

(2) 全農生鮮食品集配センター（現JA全農青果センター）

全国農業協同組合連合会が埼玉県戸田市、神奈川県大和市及び大阪府高槻市に設置している3生鮮食品集配センターを対象とし、品目別に調査した。

7 調査の期間

平成17年1月から12月までの1年間

8 調査事項

卸売数量及び卸売価額である。なお、その内数としての転送入荷品に係わるものも併せ調査した。

このうち、卸売数量、卸売価額に関しては、野菜については野菜計及び58品目を、果実については国産計、輸入計及び44品目・品種を調査した。

転送品の卸売数量に関しては、野菜については野菜計及び48品目を、果実については果実計及び34品目・品種を転送元市場ごとに調査した。

転送品の卸売価額に関しては、野菜計及び果実計のみを転送元市場ごとに調査した。

9 調査方法

調査客体にあらかじめ設置してある調査協力者に対する面接のほか、売上伝票等関係帳簿の閲覧又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクの収集により調査した。

10 集計方法

(1) 調査客体ごとの年計値の卸売数量及び卸売価額

青果物産地別入荷量調査（月別調査）の対象となっている調査客体については、卸売数量及び卸売価額ともに1～12月分の積み上げ値として算出し、それ以外の客体については、青果物年間取扱高調査として翌年1月に一括して調査した年計値を集計した。

(2) 総数（全国計）の卸売数量及び卸売価額

ア 「全国」の野菜及び果実の総量（卸売数量、卸売価額）は調査結果の単純積み上げとした。

イ 「全国」の品目別の値については、品目別に調査した卸売市場結果の野菜及び果実の総量に占める割合を基に推定した。

(3) 都市別の卸売数量及び卸売価額

ア 都市別集計のうち1類都市については、中央卸売市場は卸売市場ごとに、その他の市場は原則として都市名を冠した「〇〇市内青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積み上げにより算出した。

イ 2類都市については、中央卸売市場がある場合は1類都市と同様に、それ以外の場合は、全市場について、原則として都市名を冠した「〇〇市青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積み上げにより算出した。

ウ その他の都市については、全市場について原則として都市名を冠した「〇〇青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積み上げにより算出した。

(4) 転送品の卸売数量及び卸売価額

ア 主要都市の市場の卸売数量及び卸売価額について積み上げにより算出し、全農生鮮食品集配センターの値は含んでいない。

イ 「地方市場における転送依存度」は、中央卸売市場のない2類都市及びその他の都市、つまり、前記(3)ーイ、ウに示した「〇〇市青果市場」及び「〇〇青果市場」について各市場ごとの転送入荷量を卸売数量で除して算出した。

ウ 「主要都市における転送量」は、都市別の転送を受けた卸売数量を組替集計して、主要転送先市場（転送量100 t以上の市場）別に取りまとめた。

(5) 全農生鮮食品集配センター（現JA全農青果センター）の取りまとめ

全農生鮮食品集配センターを除外した集計となっているため、参考として、同センターの卸売数量、卸売価額及び卸売価格を取りまとめた。

11 目標（実績）精度

この調査においては、目標精度は設定していない。

12 用語の解説及び約束

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から販売の委託又は買い付けを行い、仲卸売業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成17年12月末現在開設されている中央卸売市場は、次の71市場となっている。

札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市、東京都（築地・大田・豊島・淀橋・板橋・世田谷・北足立・多摩・葛西）、横浜市（本場・南部）、川崎市（北部・南部）、藤沢市、甲府市、新潟市、金沢市、富山市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、三重県、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、尼崎市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、呉市、下関市、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市（青果・東部・西部）、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) 全農生鮮食品集配センター（現JA全農青果センター）

全農生鮮食品集配センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済等を行い、卸売市場に代替する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、生産者、集出荷団体又は集出荷業者から販売の委託又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で、「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

(5) 卸売価額

本調査における卸売価額は、消費税を含む価額である。

(6) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

(7) 転送量

転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

13 統計表の見方等

(1) 「調査結果の概要」に掲載している構成比及び割合は、四捨五入の関係で表上では一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

なお、卸売数量が4t以下の卸売価格についても、便宜上、「…」とした。

「△」：負数又は減少したもの

(3) この統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。

【 <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei> 】

(4) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 消費統計室 流通動向第1班

電話 03（6744）2047

別表 都道府県別類別都市一覧表

都道府県名	1 類 都 市	2 類 都 市	そ の 他 の 都 市
北 海 道	札幌	旭川・函館・室蘭・帯広・釧路・北見	岩見沢・小樽・苫小牧
青 森	—	青森・八戸	弘前
岩 手	—	盛岡	一関・花巻
宮 城	仙台	—	塩竈・石巻
秋 田	—	秋田	能代
山 形	—	山形	鶴岡
福 島	—	福島・いわき	郡山・会津若松
茨 城	—	水戸	日立・土浦・神栖
栃 木	—	宇都宮	¹⁾ 小山（ <u>小山</u> ・栃木・下野・壬生・野木・大平・藤岡・岩舟・都賀・西方）
群 馬	—	前橋	高崎・桐生・伊勢崎・館林
埼 玉	さいたま	上尾	熊谷・川口・所沢・越谷・春日部・川越・戸田
千 葉	千葉	市川・船橋・松戸・柏	木更津・茂原・成田
東 京	東京都全域 （島しょ部は除く。）	—	—
神 奈 川	横浜・川崎	横須賀・小田原・ ²⁾ 藤沢（ <u>藤沢</u> ・茅ヶ崎）	平塚・相模原・大和
新 潟	—	新潟	長岡・上越・三条・柏崎・新発田・胎内・十日町・吉田
富 山	—	富山・高岡	魚津
石 川	—	金沢	³⁾ 小松（ <u>小松</u> ・加賀・能美・川北）・七尾
福 井	—	福井	越前
山 梨	—	甲府	—
長 野	—	長野・松本	上田・諏訪・佐久・飯田・飯山
岐 阜	—	岐阜	大垣・ ⁴⁾ 可児（ <u>可児</u> ・美濃加茂・加茂郡・可児郡）・高山・中津川
静 岡	—	静岡・浜松・沼津	三島・富士
愛 知	名古屋	豊橋	岡崎・一宮・豊川・豊田・津島・小牧・ ⁵⁾ 半田（ <u>半田</u> ・常滑・阿久比・武豊・美浜・南知多）・碧南
三 重	—	⁶⁾ 四日市（ <u>四日市</u> ・桑名・鈴鹿・いなべ・木曽岬・東員・朝日・川越・菰野） ⁷⁾ 松阪（津・ <u>松阪</u> ・久居・河芸・香良洲・一志	伊勢

都道府県名	1 類 都 市	2 類 都 市	そ の 他 の 都 市
滋 賀	—	大津	—
京 都	京都	—	宇治
大 阪	大阪府全域	—	—
兵 庫	神戸	姫路・尼崎・西宮・明石	伊丹・加古川・豊岡
奈 良	—	⁸⁾ 奈良（ <u>大和郡山</u> ・天理・大和高田・奈良・橿原・桜井・御所・生駒・香芝・葛城・磯城郡・北葛城郡・高市郡・生駒郡）	—
和 歌 山	—	和歌山	—
鳥 取	—	鳥取	米子
島 根	—	松江	出雲
岡 山	—	岡山・倉敷	津山・備前
広 島	広島	呉・福山	三原・尾道
山 口	—	下関・宇部	岩国・周南・防府
徳 島	—	徳島	鳴門
香 川	—	高松	丸亀・坂出
愛 媛	—	松山	今治・西条
高 知	—	高知	—
福 岡	北九州・福岡	久留米	飯塚・太宰府
佐 賀	—	佐賀	伊万里
長 崎	—	佐世保・長崎	大村・島原
熊 本	—	熊本	八代
大 分	—	大分	別府・中津
宮 崎	—	宮崎	延岡・都城
鹿 児 島	—	鹿児島	鹿屋
沖 縄	—	那覇	—
計	14都市	67都市	94都市

- 注：1 1）は栃木県南公設地方卸売市場が開設されている都市である。
また、（ ）内は当該市場の開設区域内市町村であり、下線を付した市町村に開設されている。（以下、同じ。）
2）は藤沢市中央卸売市場が開設されている都市である。
3）は南加賀公設地方卸売市場が開設されている都市である。
4）は可茂公設地方卸売市場が開設されている都市である。
5）は地方卸売市場知多南部総合卸売市場が開設されている都市である。
6）は北勢公設地方卸売市場が開設されている都市である。
7）は三重県中央卸売市場が開設されている都市である。
8）は奈良県中央卸売市場が開設されている都市である。
- 2 「その他の都市」については、野菜生産出荷安定法に基づく指定野菜価格安定対策事業の対象市場が所在する都市を掲載している。